

現行	改正案	備考
<p>第1条〔本規程の目的〕 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）<u>基本規程第190条にもとづき</u>、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第3条〔公認の条件〕</p> <p>① 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した<u>人工芝を敷設しなければならない。</u></p> <p>② 公認を受けようとする者（以下「施設所有者」という）は下地が完成した時点（人工芝敷設前）とピッチが完成した時点（人工芝敷設後）で、フィールドテストを2回受け、基準値を満たさなくてはならない。なお、フィールドテスト中にメンテナンスを行うことはできない。</p> <p>第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕</p> <p>① 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。</p> <p>② 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者（以下「申請者」という）は下記申請書類を本協会に提出し、人工芝のサンプルを指定検査機関へ提出すること。なお、検査費用については指定検査機関に支払わなければならない。</p> <p>1. 申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ製品検査申請書 [様式1 (1/2)] ・ ロングパイル人工芝製品仕様 [様式2] ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類） <p>2. サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工芝試験片（1m×1mを2枚） ・ 充填物 <p>3. 製品検査の免除申請</p> <p><u>FIFA 推奨2スター又は1スターの認定</u>を既に受けた製品については、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書 [様式1 (2/2)] ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し) ・ FIFA 認定証(写し) <p>③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。</p>	<p>第1条〔本規則の目的〕 本規則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）<u>付随的事業規則 第4節 第11条に基づき</u>、JFA ロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下、「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第3条〔公認の条件〕</p> <p>① 公認を受けようとするピッチには次条以下に定める製品検査（ラボテスト）を完了した人工芝と<u>同一製品を敷設しなければならない。これに違反した場合は第19条に基づいた措置を行う。</u></p> <p>② 公認を受けようとする者（以下「施設所有者」という）は下地が完成した時点（人工芝敷設前）とピッチが完成した時点（人工芝敷設後）で、フィールドテストを2回受け、基準値を満たさなくてはならない。なお、フィールドテスト中にメンテナンスを行うことはできない</p> <p>第4条〔製品検査（ラボテスト）の手続〕</p> <p>① 製品検査（ラボテスト）は本協会施設委員会が所管し、本協会が指定する検査機関（以下、「指定検査機関」という）にて実施する。</p> <p>② 製品検査（ラボテスト）を受けようとする者（以下「申請者」という）は下記申請書類を本協会に提出し、人工芝のサンプルを指定検査機関へ提出すること。なお、検査費用については指定検査機関に支払わなければならない。</p> <p>1. 申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ製品検査申請書 [様式1 (1/2)] ・ ロングパイル人工芝製品仕様 [様式2] ・ 登記簿謄本（外国企業の場合はこれに準ずる公的書類） <p>2. サンプル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工芝試験片 1m×1mを2枚 ・ 充填物 ・ <u>ショックパッド1m×1mを1枚（使用の場合のみ）</u> <p>3. 製品検査の免除申請</p> <p><u>FIFA QUALITY PRO (FIFA 推奨2スター)</u> 又は <u>FIFA QUALITY (FIFA 推奨1スター)</u> の認定を既に受けた製品は、製品検査の一部を免除することができる。上記「1. 申請書類、2. サンプル」と共に以下を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書 [様式1 (2/2)] ・ FIFA 製品検査機関証明書(写し) ・ FIFA 認定証(写し) <p>③ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。</p>	

- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
- ⑤ 申請者は日本国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には製品検査完了証を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証明書が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設所有者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第8条〔新規公認料・検査費用〕

- ① 施設所有者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。
・JFAピッチ公認料に関する案内〔様式5（参考）〕
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に直接支払わなければならない。

第10条〔更新公認の手続〕

- ① 施設所有者は公認期限の90日前までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。なお、公認取消後の更新希望する場合は、本協会の施

- ④ 申請者は人工芝の製造、販売または輸入を業とする企業とする。
- ⑤ 申請者は日本国内に事業所を有する企業とする。

第5条〔製品検査（ラボテスト）の結果〕

- ① 製品検査（ラボテスト）の結果、指定検査機関の検査により基準値を満たすものと認められた場合には JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証（以下、「製品検査完了証」という）を申請者に発行するものとする。
- ② 製品検査完了証の効力は当該製品と同一性を有する製品に限り無期限で認められる。但し、品質、名称等の異なる製品には及ばないものとする。
- ③ 検査項目、基準値及び検査方法の変更があった場合には、既に製品検査完了証が発行されている製品であっても、改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、新たな製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ④ 同一の製品であっても、欠陥・瑕疵等により明らかに基準値を満たさないものと本協会が判断する場合には、本協会は製品検査完了証の効力の一時停止または失効を宣言することができる。失効を宣言された場合には、当該製品について改めて前条の定めに従い製品検査（ラボテスト）を受け、製品検査完了証の発行を受けなければならないものとする。
- ⑤ 申請者は、人工芝がフィールドに敷設された後も、施設所有者との保守契約の締結、アフターサービス基準の設定等により、人工芝の品質が保持されるよう努めなければならない。

第8条〔新規公認料・検査費用〕

- ① 施設所有者は本協会に対して30万円（別途消費税）の公認料を支払うものとする。
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を指定検査機関に支払うものとする。
※なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認（公認の更新）における費用について参照〔様式5〕

第10条〔更新公認の手続〕

- ① 施設所有者は公認期限の90日前までに、下記の書類を本協会に提出しなければならない。期限までに公認の更新を希望しない場合は公認を取り消すものとする。なお、公認取消後の更新希望する場合は、本協会の施

設委員会の承認により決定する。

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3 (1/4)のみ]
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式 4]

- ② 施設所有者は、申請後から公認期限までに人工芝敷設後の検査を受けるものとし、フィールドテストに関わる費用は指定検査機関に支払わなければならない。
- ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第 3 条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関のフィールドテスト (2 回) を受けるものとする。
ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本 **規程** が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則 1 回の検査を免除する。なお、本協会に人工芝敷設前と同等の自主検査結果を提出し、基準値を満たしていることが必要となる。
- ④ フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑥ 更新公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第 12 条 [更新公認料・検査費用]

- ① 公認が更新された施設所有者は本協会に対して 10 万円 (別途消費税) の公認料を支払うものとする。 **なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。**
・ JFA ピッチ公認の更新料に関する案内 [様式 5 (参考)]
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を **指定検査機関に直接支払わなければならない。**

第 14 条 [公認期間中改修工事]

公認期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

設委員会の承認により決定する。

- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認申請書 [様式 3 (1/4)のみ]
- ・ JFA ロングパイル人工芝ピッチ修繕工事報告書 [様式 4]

- ② 施設所有者は、申請後から公認期限までに人工芝敷設後の検査を受けるものとし、フィールドテストに関わる費用は指定検査機関に支払わなければならない。
- ③ 公認施設の人工芝の全面張替に際しては、第 3 条に定める条件により公認の更新をすることができる。なお、指定検査機関のフィールドテスト (2 回) を受けるものとする。
ただし、新設時の下地が完成した時点でのフィールドテストが完了し、かつ本 **規則** が推奨する下部構造を満たす施設に関しては原則 1 回の検査を免除する。なお、本協会に人工芝敷設前と同等の自主検査結果を提出し、基準値を満たしていることが必要となる。
- ④ フィールドテストは指定検査機関に本協会が委託して実施する。
- ⑤ 検査項目、基準値及び検査方法は別途定める。
- ⑥ 更新公認の申請は施設所有者でなくてはならない。

第 12 条 [更新公認料・検査費用]

- ① 公認が更新された施設所有者は本協会に対して 10 万円 (別途消費税) の公認料を支払うものとする。
- ② 施設所有者は、フィールドテストに掛かる費用を **指定検査機関に支払うものとする。**
※なお、施設所有者以外の者が支払う場合には下記の書類を提出すること。JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認 (公認の更新) における費用について参照 [様式 5]

第 14 条 [公認期間中改修工事]

公認期間中に施設所有者の都合により改修工事を行なう場合は本協会の指導を受けなければならない。

部分的な張替改修はピッチの性能・外観に著しく偏りが生じ、プレーに支障が出る可能性がある為、認められない。

第 15 条 [ショックパッドの再利用について]

ピッチ改修時に既設のショックパッドを再利用する際は、著しい劣化がないことを確認し、製品検査完了証の発行された組合せの製品であれば可能とする。

JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認 2017年版ガイドブック発行のお知らせ

公益財団法人日本サッカー協会
施設委員会

検査方法の変更点

FIFA Quality Programme—Handbook of Test Methods for Football Turf(October 2015 Edition)を参考に、試験方法を見直しています。主な変更点は以下の通りです。

ラボテスト(製品検査)

- ・線形摩擦の廃止。
- ・斜め方向へのボールバウンドの基準値を変更。
- ・パイル糸引抜き強さの基準値を追加。
- ・ショックパッドに対する検査(表1)を3項目、製品特定検査(表2)を11項目追加。

フィールドテスト(現地検査)

- ・人工芝敷設後の素材特定および同一性検査(表5)を8項目追加。

呼称の変更点

- ・「垂直方向変形」を「垂直変位」とした。
- ・「アンダーパッド」を「ショックパッド」とした。

ラボテスト(製品検査)

表1 性能検査

項目	基準値		参考基準値 FIFA QUALITY	
	改訂前	改訂後		
ボールの垂直反発高さ	初期	0.6-1.0m	変更なし	0.6-1.0m 摩耗条件が異なる
	摩耗後	0.6-1.0m		
斜め方向へのボールバウンド	45-80%		45-70%	Dry: 45-70% Wet: 45-80%
衝撃吸収性	初期	50-70%	変更なし	57-68% 摩耗条件が異なる
	摩耗後	50-70%		
垂直変位	初期	4-11mm	変更なし	4-11mm 摩耗条件が異なる
	摩耗後	4-11mm		
回転抵抗	初期	25-50Nm	変更なし	27-48Nm 摩耗条件が異なる
	摩耗後	25-50Nm		
線形摩擦 スタッドの減速値(SDV)	3.0-6.0g		廃止	廃止
線形摩擦 スタッドの滑り値(SSV)	120-220		廃止	廃止
耐光堅牢性	変退色:4-5級以上		変更なし	処理条件が異なる
パイル糸引抜き強さ	引抜き強さ保持率: 初期強度の90%以上		引抜き強さ30N以上で 保持率90%以上	30N以上
ショックパッドの衝撃吸収性	新規追加		情報のため	申請値の±5%以内
ショックパッドの引張強さ	新規追加		0.15MPa以上	0.15MPa以上
ショックパッドの厚さ	新規追加		申請値の90%以上	申請値の90%以上

※ショックパッドは使用の場合のみ実施

表2 製品特定検査

項目	基準値		参考基準値 FIFA 許容誤差
	改訂前	改訂後	
単位面積当たりの全質量	新規追加	申請値の±10%以内	申請値の±10%以内
単位面積当たりのタフト数	新規追加	申請値の±10%以内	申請値の±10%以内
基布上のパイル長さ	新規追加	申請値の±5%以内	申請値の±5%以内
パイルの繊維鑑別	新規追加	同じであること	別方法で実施 同じであること
基布の繊維鑑別	新規追加	同じであること	実施していない
パイル系の太さ(dtex)	新規追加	申請値の±10%以内	申請値の±10%以内
パイルの色	新規追加	同じであること	実施していない
充填物の粒径 (砂、弾性材)	新規追加	最大でふりい 1サイズの違い	最大でふりい 1サイズの違い
充填物のみかけ密度 (砂、弾性材)	新規追加	申請値の±15%以内	申請値の±15%以内
充填物の深さ	新規追加	申請値の±15%以内	－
弾性材の色	新規追加	同じであること	実施していない

フィールドテスト(現地検査)

下地が完成した時点(人工芝敷設前)の確認項目

表3 下部構造特性のフィールドテスト要求事項－新設時のみ

項目	基準値		参考基準値 FIFA QUALITY
	改訂前	改訂後	
傾斜	0～1.0%(※) (センターから各コーナ ー方向に対して)	変更なし	FIFA は下地検査を実 施しない
平坦性	2.4mm以下	変更なし	
基盤の透水性	15秒以下/300ml	変更なし	

※現場の排水計画により、設計上この基準値を満たさない場合は、別途理由書を添付のこと。

ピッチが完成した時点(人工芝敷設後)の確認項目

表4 人工芝敷設後のフィールドテスト要求事項

項目	基準値			参考基準値 FIFA QUALITY
		改訂前	改訂後	
ボールの垂直反発高さ	新設時	0.6－1.0m	変更なし	0.6－1.0m
	更新時	0.6－1.0m		
ボールの転がり距離	新設時	4－10m	変更なし	4－10m
	更新時	4－13m		
衝撃吸収性	新設時	50－70%	変更なし	55－70%
	更新時	50－70%		
垂直変位	新設時	4－11mm	変更なし	4－11mm
	更新時	4－11mm		

回転抵抗	新設時	25-50Nm	変更なし	25-50Nm
	更新時	25-50Nm	変更なし	
ピッチの外観検査	更新時	10mm未満	変更なし	10mm未満

表5 素材**特定**および同一性検査(新設時と全面張替時)

項目	基準値		参考基準値 FIFA 許容誤差
	改訂前	改訂後	
単位面積当たりの全質量	±10%以内	変更なし	申請値の±10%以内
単位面積当たりのタフト数	±10%以内	変更なし	申請値の±10%以内
基部上のパイル長さ	±5%以内	変更なし	申請値の±5%以内
パイルの繊維鑑別	同じであること	変更なし	別方法で実施 同じであること
基布の繊維鑑別	同じであること	変更なし	実施していない
パイル系の太さ(dtex)	新規追加	申請値の±10%以内	申請値の±10%以内
パイルの色	新規追加	同じであること	実施していない
充填物の粒径 (砂、弾性材)	新規追加	dとDの間に60%	dとDの間に60%
充填物のみかけ密度 (砂、弾性材)	新規追加	申請値の±15%以内	申請値の±15%以内
弾性材の色	新規追加	同じであること	実施していない
ショックパッドの衝撃吸収性	新規追加	製品検査時の数値に 対して±5%以内	申請値の±5%以内
ショックパッドの引張強さ	新規追加	0.15MPa 以上	0.15MPa 以上
ショックパッドの厚さ	新規追加	申請値の90%以上	申請値の90%以上

※ショックパッドは使用の場合のみ実施

以 上